

不一致情報への対応について①

不一致情報とは

不一致情報とは、出港前報告制度に基づき報告された積荷情報について、出港日時報告(ATD)業務又は積荷目録提出(DMF)業務等を契機として、システムで報告期限超過等の自動判定処理を実施し、報告内容に一定の不一致が認められた場合に、報告者に対して自動的に配信される通知です。

このため、不一致情報が配信された場合には、通知された不一致情報の種類に応じ、次頁以降に掲げる手順に従ってください。なお、不一致情報が配信されたことをもって、自動的に事前通知(DNL、DNU、HLD、SPD)が実施されるものではありません。

不一致情報の種類

○ 出港日時報告(ATD)業務を契機に通知される不一致情報

配信先: 出港日時報告(ATD)業務の報告者

1. 不一致識別(ハウスB/L未登録)の不一致情報
2. 不一致識別(マスターB/L未登録)の不一致情報
3. 不一致識別(船舶情報不一致)の不一致情報
4. 不一致識別(報告期限超過)の不一致情報

○ 積荷目録提出(DMF)業務を契機に通知される不一致情報

配信先: 積荷目録提出(DMF)業務の報告者

5. 不一致識別(出港前報告未済)の不一致情報
6. 不一致識別(出港日時報告未済)の不一致情報

不一致情報への対応について②

配信された不一致情報の出力イメージ

Discrepancy Information of Advance Filing							1 / 1
Vessel	XXXXXXXXXE	Voyage Number	XXXXXXXXXXE	Carrier	XXXE	Port of Loading	XXXE - X
Date of Departure	yyyy/MM/dd - hh:mm	Difference from GMT	XXXE	Relaxed Application Area			X
Port of Discharge	XXXE - X	Date of Arrival	yyyy/MM/dd	Overflow	X		
B/L Number	Discrepancy Identifier				Incomplete Advance Filing	Incomplete Departure Time Registration	
	No HouseB/L	No MasterB/L	Discrepancy in Vessel Information	Overdue Reporting			
1	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X	X	X	X	X
2	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X	X	X	X	X
3	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X	X	X	X	X
4	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	Y	Y	X	Y	Y
5	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X			X		
6	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X			X		
7	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X			X		
8	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X	X	X	X	X
9	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X	X	X	X	X
10	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X	X	X	X	X
11	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X	X	X	X	X
12	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X	X	X	X	X
13	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X	X	X	X	X
14	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X	X	X	X	X
15	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X	X	X	X	X

ATD業務等を契機
に通知される不
一致情報

DMF業務等
を契機に通
知される不
一致情報

不一致情報への対応について③

○出港日時報告(ATD)業務等を契機に通知される不一致情報

1. 不一致識別(ハウスB/L未登録)の不一致情報

(1) 不一致判定処理

出港前報告(AMR)業務又は出港前報告訂正(CMR)業務により、関連するハウスB/Lが存在するとして「マスターB/L識別」欄に「M」を登録した積荷情報の「B/L番号」と同一のが、出港前報告(ハウスB/L)(AHR)業務又は出港前報告訂正(ハウスB/L)(CHR)業務により報告された積荷情報の「マスターB/L番号」欄に登録されていないことを系統的に確認した場合には、『ハウスB/L未登録』の不一致として判定し、出港日時報告(ATD)業務等を契機に通知します。

(2) 基本的な対応手順

- ① 不一致情報の配信を受けた出港日時報告(ATD)業務等の報告者は、出港前報告(ハウスB/L)(AHR)業務の報告義務者に対して、出港前報告訂正(ハウスB/L)(CHR)業務により、当該「マスターB/L番号」に関連するハウスB/Lに基づく積荷情報の報告を行うように要請してください。
- ② ハウスB/Lに基づく積荷情報が未報告として、税関からSPDのコードを付した事前通知が通知された場合、当該積荷の船卸しをしようとする者は、上記①によって、ハウスB/Lに基づく積荷情報が報告されたことを確認(又は自らハウスB/Lに基づく積荷情報を報告)した上で、船卸許可申請(DNC)業務を行ってください。

不一致情報への対応について④

○出港日時報告(ATD)業務等を契機に通知される不一致情報

2. 不一致識別(マスターB/L未登録)の不一致情報

(1) 不一致判定処理

出港前報告(ハウスB/L)(AHR)業務又は出港前報告訂正(ハウスB/L)(CHR)業務により報告された積荷情報の「マスターB/L番号」と同一の番号が、出港前報告(AMR)業務又は出港前報告訂正(CMR)業務により報告された積荷情報の「B/L番号」欄に登録されていないことを系統的に確認した場合には、『マスターB/L未登録』の不一致として判定し、出港日時報告(ATD)業務等を契機に通知します。

(2) 基本的な対応手順

- ① 不一致情報の配信を受けた出港日時報告(ATD)業務等の報告者は、出港前報告(AMR)業務の報告義務者に対して、出港前報告訂正(CMR)業務により、当該「マスターB/L番号」の積荷情報を報告するよう要請してください。(出港日時報告(ATD)業務等の報告者が、出港前報告(AMR)業務の報告義務者である場合には、自ら当該「マスターB/L番号」の積荷情報を報告してください。)ただし、出港前報告(ハウスB/L)(AHR)業務の報告義務者が「マスターB/L番号」欄に誤ったB/L番号を登録している場合には、出港前報告(ハウスB/L)(AHR)業務の報告義務者に対して、正しいマスターB/L番号に訂正するよう要請してください。
- ② マスターB/Lに基づく積荷情報が未報告として、税関からSPDのコードを付した事前通知が通知された場合、当該積荷の船卸しをしようとする者は、上記①によってマスターB/Lに基づく積荷情報が報告されたことを確認(又は自らマスターB/Lに基づく積荷情報を報告)した上で、船卸許可申請(DNC)業務を行ってください。

不一致情報への対応について⑤

○出港日時報告(ATD)業務等を契機に通知される不一致情報

3. 不一致識別(船舶情報不一致)の不一致情報

(1) 不一致判定処理

出港前報告(AMR)業務又は出港前報告訂正(CMR)業務により報告された積荷情報と出港前報告(ハウスB/L)(AHR)業務又は出港前報告訂正(ハウスB/L)(CHR)業務により報告された積荷情報の船舶情報(「船舶コード」、「航海番号」、「船会社コード」、「船積港コード」及び「船積港枝番」)について登録内容が一致していないことを系統的に確認した場合には、『船舶情報不一致』の不一致として判定し、出港日時報告(ATD)業務等を契機に通知します。

※ ただし、トランシップ等による船舶情報の変更予定があり、変更後の船舶情報が不明な場合で、出港前報告(ハウスB/L)(AHR)業務又は出港前報告訂正(ハウスB/L)(CHR)業務で報告されたハウスB/Lに基づく積荷情報の報告を行う際、「船舶情報変更予定有識別」欄に「Y」を入力している場合には、『船舶情報不一致』として判定されません。

(2) 基本的な対応手順

- ① 不一致情報の配信を受けた出港日時報告(ATD)業務等の報告者は、誤った報告をした出港前報告(AMR)業務又は出港前報告(ハウスB/L)(AHR)業務の報告義務者に対して、出港前報告船舶情報訂正(CMV)業務による正しい船舶情報への変更等の対応をするよう要請して下さい。(出港日時報告(ATD)業務等の報告者が、出港前報告(AMR)業務の報告義務者である場合には、自ら対応するか又は出港前報告(ハウスB/L)(AHR)業務の報告義務者に対応を要請してください。)
- ② マスターB/L又はハウスB/Lに基づく正しい積荷情報が未報告であるとして、税関からSPDのコードを付した事前通知が通知された場合、当該積荷の船卸しをしようとする者は、上記①による適切な対応がされたことを確認した上で、船卸許可申請(DNC)業務を行ってください。

不一致情報への対応について⑥

○出港日時報告(ATD)業務等を契機に通知される不一致情報

4. 不一致識別(報告期限超過)の不一致情報

(1) 不一致判定処理

出港前報告(AMR)業務又は出港前報告(ハウスB/L)(AHR)業務を実施した報告日時(NACCSの受理日時)と出港日時報告(ATD)業務で報告された出港日時を比較して、報告期限までに積荷情報が報告されていないことを系統的に確認した場合には、『報告期限超過』の不一致として判定し、出港日時報告(ATD)業務等を契機に通知します。

※ ただし、運送契約の変更等により分割又は統合若しくは切替が行われて「出港前報告B/L関連付け(BLL)」業務により変更後B/L番号として登録された「変更後B/L番号」の積荷情報に対する上記不一致判定処理は、「変更前B/L番号」の積荷情報の報告日時(NACCS受理日時)と出港前報告(ATD)業務で報告された出港日時を比較して行われます。

(2) 基本的な対応手順

- ① 不一致情報の配信を受けた出港日時報告(ATD)業務の報告者等は、出港日時報告(ATD)業務で登録した出港日時情報(「出港年月日」、「出港時分」、「グリニッジ標準時差分」及び「緩和措置対象地域識別」)の登録内容に誤りがある場合には、出港日時報告(ATD)業務により、訂正報告を行ってください。
- ② オーシャン(マスター)B/L又はハウスB/Lに基づく積荷情報が報告遅延として、税関からSPDのコードを付した事前通知が通知された場合、当該積荷の船卸しをしようとする者は、船卸許可申請(DNC)業務を行ってください。

不一致情報への対応について⑦

○積荷目録提出(DMF)業務等を契機に通知される不一致情報

5. 不一致識別(出港前報告未済)の不一致情報

(1) 不一致判定処理

入港前報告制度(積荷目録情報登録(MFR)業務及び積荷目録提出(DMF)業務)により報告が行われた積荷情報のB/L番号と同一の番号が、出港前報告(AMR)業務又は出港前報告訂正(CMR)業務により報告が行われた積荷情報の「B/L番号」欄に登録されていないことを系統的に確認した場合には、『出港前報告未済』の不一致として判定し、積荷目録提出(DMF)業務等を契機に通知します。

※ ただし、運送契約の変更等により分割又は統合若しくは切替が行われたため、出港前報告制度により報告された積荷情報と異なるB/L番号で、入港前報告制度による積荷情報の報告を行った場合は、「出港前報告B/L関連付け(BLL)」業務を実施することにより、「変更後B/L番号」として登録した入港前報告制度により報告した積荷情報に対する上記不一致判定処理は、『出港前報告未済』の不一致と判定されなくなります。

(2) 基本的な対応手順

① 不一致情報の配信を受けた積荷目録提出(DMF)業務等の報告者は、出港前報告(AMR)業務の報告義務者に対して、出港前報告(AMR)業務又は出港前報告訂正(CMR)業務により、『出港前報告未済』の不一致として判定された「オーシャン(マスター)B/L番号」の積荷情報を報告するように要請してください。(積荷目録提出(DMF)業務等の報告者が、出港前報告(AMR)業務の報告義務者である場合には、自らオーシャン(マスター)B/Lに基づく積荷情報を報告してください。)

② オーシャン(マスター)B/Lに基づく積荷情報が未報告として、税関からSPDのコードを付した事前通知が通知された場合、当該積荷の船卸しをしようとする者は、上記①によってオーシャン(マスター)B/Lに基づく積荷情報が報告されたことを確認(又は自らオーシャン(マスター)B/Lに基づく積荷情報を報告)した上で、船卸許可申請(DNC)業務を行ってください。

不一致情報への対応について⑧

○積荷目録提出(DMF)業務等を契機に通知される不一致情報

6. 不一致識別(出港日時報告未済)の不一致情報

(1) 不一致判定処理

出港前報告(AMR)業務又は出港前報告訂正(CMR)業務により報告された積荷情報について、出港日時報告(ATD)業務が行われていないことを系統的に確認した場合には、『出港日時報告未済』の不一致として判定し、積荷目録提出(DMF)業務等を契機に通知します。

(2) 基本的な対応手順

不一致情報の配信を受けた積荷目録提出(DMF)業務等の報告者は、出港前報告(AMR)業務の報告義務者に、出港日時報告(ATD)業務により、速やかに未実施の出港日時報告を行うよう要請してください。(積荷目録提出(DMF)業務等の報告者が、出港前報告(AMR)業務の報告義務者である場合には、自らATD業務を実施してください。)

※ なお、出港日時報告未済不一致が通知されたにも関わらず、出港日時報告(ATD)業務を実施しなかった場合には、出港日時の報告を義務付けられている積荷目録提出(DMF)業務の報告者に対して、罰則が適用されることがあります。

(参考) 主な不一致事例について

○ 主な不一致事例

以下に主な不一致事例を例示しますので、これらを参考に適切な報告をお願いいたします。

① マスターB/L番号の入力誤りによる不一致

(1) 船会社と利用運送事業者が報告した積荷情報のマスターB/L番号が相違したことによる不一致情報が発生しています。具体的には、次のような事例が多く見受けられますので、ご注意ください。

・ NACCS用船会社コードが重複入力されたことにより不一致となった事例

AMR : ABCD × × × ○ ○ ○
AHR : ABCD **ABCD** × × × ○ ○ ○

・ NACCS用船会社コードの相違により不一致となった事例

AMR : ABCD × × × ○ ○ ○
AHR : **WXYZ** × × × ○ ○ ○

・ 枝番の適用誤りにより不一致となった事例

AMR : ABCD × × × ○ ○ ○
AHR : ABCD × × × ○ ○ ○ **1**

(参考) 主な不一致事例について

(2) 出港前報告時のマスター（オーシャン）B/L番号と入港前報告時のマスター（オーシャン）B/L番号が異なることにより、出港前報告未済不一致が発生しています。具体的には、次のような事例が多く見受けられますので、ご注意ください。

・ 出港前報告時と入港前報告時でB/L番号の入力が相違していることにより不一致となった報告例

出港前報告時B/L番号	入港前報告時B/L番号	B/L番号不一致箇所
XXXXABCD1234	ABCD1234	先頭4桁に船会社コード付与
ABCD1234	EFGH5678	B/L番号が全く異なる
ABCDI234	ABCD1234	数字の「1」とアルファベットの「I」が混同
LMNO1234	LMN01234	数字の「0」とアルファベットの「O」が混同
VXYZ99987	VXYZ9987	連続する数字の誤入力
VXYZ9987A	VXYZ9987	末尾に文字が追加

(参考) 主な不一致事例について

② 船舶情報の入力誤りによる不一致

船会社と利用運送事業者が報告した積荷情報の船舶情報（船舶コード、航海番号、船会社コード、船積港コード及び船積港枝番）が相違したことによる不一致情報が発生しています。具体的には、次のような事例が見受けられますので、ご注意ください。

・ 船積港枝番適用誤りにより不一致となった事例

AMR：入力なし

AHR：「1」を入力

船積港枝番については、同一航海で同一港に複数回寄港する場合のみ入力してください。

（同一港に2回入港する場合は「1」を入力する。）

詳細については「出港前報告制度の導入について（手引き）」の別紙8及び別紙10の入力項目表をご覧ください（下記URL参照）。

税関HP：http://www.customs.go.jp/news/news/advance5_j/annex.htm

・ 船舶コードの入力誤りにより不一致となった事例

AMR：信号符字を入力

AHR：IMO番号や船名を入力

船舶コード欄にはIMO番号や船名ではなく、信号符字（コールサイン）を入力してください。

（参考）NACCSに登録されている船舶コード

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/code/scac-code.html>

なお、NACCSに登録されていない船舶コードを入力する場合は、「船舶コード」のほか、「積載船名」及び「船舶国籍コード」の入力が必須となります。詳細については業務仕様書をご参照ください。

(参考)主な不一致事例について

・航海番号の入力誤りにより不一致となった事例

次のよう事例が多く見受けられましたので、船会社と利用運送事業者との間で情報共有を図り、適切に航海番号を報告してください。

- ① AMR : 1 1 1 1 / AHR : V 1 1 1 1
- ② AMR : 2 2 2 N / AHR : 2 2 2
- ③ AMR : 0 0 3 3 3 / AHR : 3 3 3

③マスターB/L識別の入力誤りによる不一致

AMR業務のマスターB/L識別欄に「M」が入力されず、貨物差異の不一致となった事例がありました。マスターB/Lに基づく積荷情報の報告者は、関連するハウスB/Lの報告の有無を確認し、適切な報告をしてください。

なお、貨物差異の不一致の場合は、出港前報告一覧照会（IML）業務の照会結果において、該当B/Lの「貨物差異」欄に「*」が出力されます。

④ハウスB/L報告完了識別の入力漏れによる不一致

AHR業務又はCHR業務のハウスB/L報告完了識別欄に「E」が入力されず、ハウスB/Lの報告が完了していない旨の不一致となった事例が多く見受けられました。ハウスB/Lに基づく積荷情報の報告者は、マスターB/L単位で関連するハウスB/Lの報告が完了した場合には、AHR業務又はCHR業務でハウスB/L完了識別欄に「E」を確実に入力してください。